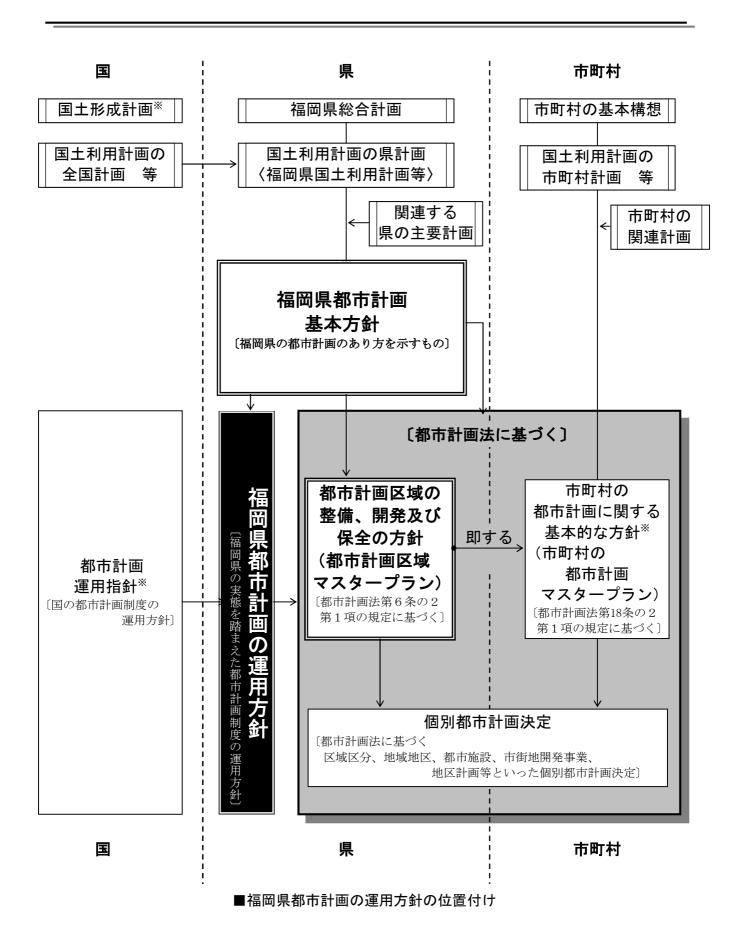


(1) 運用方針の趣旨

- ●少子高齢化の更なる進展とその結果としての人口減少への移行など、近年の都市を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、新たな福岡県都市計画基本方針(以下、「基本方針という」)を平成27年10月に策定しました。
- ●基本方針では、これからの都市づくりの目標として、「拠点と公共交通が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して」を掲げるとともに、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「集約型の都市づくり」に取り組むことを方針としています。
- ●この集約型の都市づくりに向けて、広域的観点からの都市計画制度の運用にかかる県の基本的な考え方を示すものとして、また、都市づくりの実行手段としての都市計画の決定権限等が市町村へと移譲されたこと等を踏まえ、これまでの運用方針から大きく改定を行いました。
- ●特に、基本方針における「拠点と公共交通軸による集約型の都市づくり」の方針提示、都市 計画区域マスタープランにおける公共交通軸の法的位置づけを踏まえ、公共交通軸に関する 土地利用制度運用の考え方について、具体的に示すものとなっています。
- ●なお、本運用方針は、今後も本県の都市づくりの運用で必要となる考え方を柔軟に取り入れるため、機動的な見直しを行います。



(2) 主な改定内容

- ●新しい「福岡県都市計画の運用指針」は、以下の点を踏まえ改定を行ったものです。
 - ○これまでの都市計画制度の運用にかかる県の考え方、各種基準、方針等を集約します。
 - ○基本方針及び国の運用指針等における改定の内容を反映します。
 - ○特に公共交通軸に関する土地利用制度運用の考え方を提示します。
 - ○広域的観点からの市町村の都市計画にかかる同意または協議における考え方を改めて整理 します。

新しい【福岡県都市計画基本方針(H27.10)】

・集約型都市づくりの方針 生活の質を高める公共交通軸の設定 PDCAによる集約型の都市づくりの実践 など

【都市計画法等の法制度】

- 都市計画法
- 都市再生特別措置法
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 など

【都市計画運用指針(国土交通省)】

・国の都市計画制度の運用方針

【都市計画制度運用にかかる県の考え方】

- ・大規模集客施設の立地ビジョン
- 用途地域等の決定・運用基準
- 都市計画道路検証方針

など

新しい 「福岡県都市計画の運用方針」

■運用方針の構成と主な改定ポイント

運用方針の構成		主な改定ポイント等
運用方針について		○運用方針の趣旨、主な改定ポイントを記載
1章. 目指すべき都市構造	1-1. 拠点と公共交通軸による集約型都市構造の考え方 1-2. 拠点の設定方針 1-3. 公共交通軸の設定方針 1-4. 将来における都市構造を示す指標の設定	○新しい都市計画基本方針(拠点と公共交通軸の考え方)、大規模集客施設立地ビジョンにおける基本的な考え方をもとに、拠点と公共交通軸(接軸の重要性も含め)の設定の目的、設定方針を記載
2章. 施策の運用	2-1. 区域区分の変更に係る方針	○区域区分に関わる第7回総合見直しにおける考え方(方針)を記載
	2-2. 用途地域等の運用ガイドライン	○法改正等に伴う時点修正、県と市町村の役割を整理
	2-3. 福岡県大規模集客施設の立地基準	○大規模集客施設の適正立地に向けた具体的な運用方針について、拠点内、公共交通軸沿線、拠点・公共交通軸沿線以外の地域といった立地箇所毎での方 針を記載
	2-4. 公共交通軸沿線における用途見直し方針	○駅周辺における用途見直しの考え方及びガイドラインの方針を記載
	2-5. 市街化調整区域における地区計画ガイドライン	○法改正等に伴う時点修正、県と市町村の役割整理 ○公共交通軸沿線における地区計画の運用の考え方
	2-6. 都市計画道路の沿道における土地利用の考え方	○都市計画道路(都市計画決定)の沿道土地利用の考え方、市街化区域への編入に伴う事項等を記載
	2-7. 都市計画道路の変更に係る方針	○福岡県都市計画道路の検証方針を記載 ○都市計画区域の統合に伴う都市計画道路見直しの考え方を記載
	2-8. 工業用地土地利用調整の仕組み	○工場跡地の迅速かつ適正な活用に関する体制づくりに関わる方針を記載 都市計画基本方針"工場跡地を有効に活用していくための仕組みづくり"での記載内容に関する具体的な運用資料
	2-9. 都市計画提案制度マニュアル	○法改正等に伴う時点修正、県と市町村の役割整理
	2-10. 県と市町村の標準的な協議の実施方法	○都市計画の県と市町村の協議にかかる通達・通知を記載
	(別冊) 開発許可基準	○市街化調整区域における開発許可の基準(立地基準)に下記を追加 基幹公共交通軸・公共交通軸上のバス停における待合所(コンビニ併設可)の設置
3章. 技術的評価	3-1. 都市計画基礎調査について	○都市の現状を把握するために行う基礎調査の実施要領(改定概要)を記載
	3-2. 都市構造可視化について	○都市構造の把握と評価における可視化計画について記載
	3-3. データの入手方法について	○都市計画基礎調査等のデータ入手方法について記載
4章. 改定検討	4-1. 福岡県都市計画審議会専門委員会の設置・運用	○社会状況の変化や都市の動向を踏まえた運用方針等の見直し、大規模集客施設の立地評価を行うための専門委員会の設置・運用について記載

都市計画のPDCA

